

名古屋市告示第257号

名古屋市文化のみち橿木館の開館時間の変更について

名古屋市文化のみち橿木館条例施行細則（平成20年名古屋市規則第 131 号）
第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり開館時間を変更します。

令和 7 年 5 月 19 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 施設の名称

名古屋市文化のみち橿木館

2 変更内容

令和 7 年 10 月 18 日（土）及び同月 19 日（日）の開館時間について、「午前
10時から午後 5 時まで」を「午前10時から午後 8 時30分まで」に変更します。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進課